

東南アジアにおける気候変動関連政策の最新動向

サステナビリティニュースレター

2026年2月25日号

執筆者:

[カオ・チャン・ギア](#)

c.t.nghia@nishimura.com

[ハタイラット・スックプラサート](#)

h.sukprasert@nishimura.com

[プティマ・クードシリ](#)

b.kerdsiri@nishimura.com

[長岡 隼平](#)

j.nagaoka@nishimura.com

I はじめに

サステナビリティニュースレター創刊号では、アジアからの「サステナビリティと法に関する近時の重要アップデート」として、タイやインドネシアにおける義務的人権デュー・ディリジェンス法案策定の動きについて取り上げました。アジアでは、人権だけでなく気候変動対策の分野でも、日本企業のビジネスに影響し得る枠組み・制度の進展が見られます。本稿では、ベトナム及びタイの気候変動対策関連規制の動向について概説するとともに、日本企業のビジネスへの影響についても言及します。なお、それぞれの規制の内容に関するより詳細な情報については、現地法弁護士による以下のニュースレター（和文）及び記事（英文）をご参照ください。

■ベトナム：[ベトナム・コンプライアンス実務ニュースレター | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)

■タイ：[Preparing for the Future Tax Impact of Climate Change | Publications | Knowledge | Nishimura & Asahi](#)

II 総論：温室効果ガス削減のための政策手段

パリ協定¹のもと、各加盟国にとって、気候変動の緩和のため、温室効果ガスを効果的に削減する政策の立案・実施は非常に重要とされますが、とりわけ東南アジア諸国にとっては、気候変動に起因する自然災害の影響が大きく被害を避ける必要性が高いこと、主力である一次産業が自然に大きく依存しているため気候変動が経済リスクにつながりやすいこと、化石燃料に依存する国も多いこと等から、その重要性は特に顕著となっています。実際に、世界を見渡せば米国によるパリ協定離脱等の気候変動対策後退の動きもある中で、東南アジア諸国では、本稿で扱うような気候変動政策・制度の進展が見られるところです。

この点、温室効果ガス削減のための政策手段としては大きく分けて以下のようなものが存在します。

¹ COP21 において採択された、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。（参考：[2020 年以降の枠組み：パリ協定 | 外務省](#)）

- ① 特定の技術やエネルギー（例えば、化石燃料）を規制する
- ② 特定の技術やエネルギー（例えば、再エネや電気自動車）に補助金を出す
- ③ 情報公開や開示を義務付ける
- ④ 温室効果ガスの排出量を規制する
- ⑤ 温室効果ガスの排出について金銭的負担を求める

このうち、④の例として、ベトナムでは、特定の事業者に対して温室効果ガスの排出枠を割り当てる政令 06/2022/ND-CP 号が制定されており、運用開始に向けた準備が進められています。もっとも、実際の排出量が割り当てられた排出枠を超えるケースも想定されるため、事業者間で超過分を有償で取引する仕組み（排出枠の割り当てと併せて、キャップ・アンド・トレードと呼ばれます）がセットで導入されるケースが多く見られます。今般、ベトナムでは、当該取引を行う国内炭素取引所を設立する政令 29/2026/ND-CP 号が制定されました。本稿前半では、主に当該政令について取り扱います。

一方で、⑤の例として、タイでは、直近で政府の原則承認を受けた気候変動法案において、温室効果ガスの排出について事業者に税負担を課す、いわゆる炭素税の導入が提案されています。本稿後半では、気候変動法案の中の当該炭素税に関する内容について取り扱います。

なお、キャップ・アンド・トレードと炭素税は、いずれも、市場における需給のメカニズムと、政府による規制とを組み合わせる政策手段として共通しますが、どの部分で規制が登場するかにおいて以下のような違いがあります。これら 2 つの政策は相互に排他的という関係にはなく、後述するタイ気候変動法案のように、両立し得るものとなります。

	キャップ・アンド・トレード	炭素税
温室効果ガスの排出量	政府が規制する	市場メカニズムに委ねる
事業者が負担する金銭	市場メカニズムに委ねる	政府が規制する

Ⅲ 国内炭素取引所の設立（ベトナム）

政令 29/2026/ND-CP 号は、2026 年 1 月 19 日に制定され、同日付で施行されました。同政令で定めている国内炭素取引所では、農業環境省が定める適格リストに含まれる排出枠又はクレジットのみが取引可能とされており、クリーン開発メカニズム（CDM）や二国間クレジット制度（JCM）等の国際的な仕組みのもとで発行されたカーボンクレジットも、上記適格リストに含まれていれば、取引できる可能性があります。取引は、概要、以下の(1)～(5)のフローで実施されます。

- (1) 登録：農業環境省が特定の排出枠又はクレジットについてコードを発行し、そのコードを取引システムを管理するハノイ証券取引所（HNX）と保管・決済機能を担うベトナム証券保管・決済機構（VSDC）に交付
- (2) 預託：当該排出枠又はクレジットを VSDC に預託
- (3) 取引実行：当該排出枠又はクレジットを HNX のシステム上で売買

- (4) 決済：VSDC のシステム上での即時決済、銀行口座を通じた決済処理
- (5) 所有権移転：VSDC が所有権移転を記録し、農業環境省に通知

上記の国内炭素取引所を通じた取引は 2029 年から本格的に運用が開始されることになっていますが、2028 年末までをパイロット期間として試験的な運用が行われる予定です。この期間は HNX や VSDC の手数料が免除されることになっています。

ベトナムにおける国家レベルでの炭素取引所創設に関する本政令の制定・施行により、日系企業によるベトナムでのカーボンクレジット創出関連のプロジェクトが活性化することも期待されます。

IV 気候変動法案による炭素税導入の議論（タイ）

タイの気候変動法案は、2025 年 12 月に政府により原則承認され、2026 年 2 月の総選挙後に下院へ提出される予定となっています。したがって、本稿における記載も、まだ法律として確定した内容ではなく、法律として成立するかどうかは必ずしも決まっているわけではない点にご留意ください。なお、同法案には、欧州が先行して導入した国境炭素調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism: CBAM）やキャップ・アンド・トレードの仕組みについても規定が置かれていますが、本稿では炭素税に関する部分のみを取り扱っています。

なお、タイでは、気候変動法案にさきがけて、2025 年 3 月 20 日付の物品税局通知により、カーボンプライシングが導入されています。今回気候変動法案で提案されている炭素税が正式に導入されれば、現在のカーボンプライシングに置き換わることとなりますが、後述の表のとおり、対象製品の範囲が広がり得る点には注意が必要です。

同法案が定める炭素税は、以下の表に記載の 32 の対象製品のいずれかを輸入したり、製造用途で使用することで、「管理対象エンティティ（Controlled Entity）」の要件を満たす事業者に対しては、その輸入・使用する製品の数量に応じて所定の炭素税²が課せられる仕組みとなっています。

No	対象製品類型	単位	炭素税額 (パーツ/単位)
1	ガソリン（オクタン価 91）	リットル（繰上げ）	80
2	ガソリン（オクタン価 95）	リットル（繰上げ）	80
3	ガソホール E10（オクタン価 91）	リットル（繰上げ）	72
4	ガソホール E10（オクタン価 95）	リットル（繰上げ）	72
5	ガソホール E10（オクタン価 95） 特別種	リットル（繰上げ）	72
6	ガソホール E20	リットル（繰上げ）	64
7	ガソホール E85	リットル（繰上げ）	12

² 表に記載された税率は、適用され得る最大税率を示しています。実際の税率は、政令やそれに基づく下位法令により引き下げられる場合があります（この点は、物品税局のカーボンプライシングに関する通知についても同じです）。

8	灯油	リットル（繰上げ）	100
9	航空ガソリン 100/130	リットル（繰上げ）	100
10	航空燃料 Jet A-1	リットル（繰上げ）	100
11	軽油（ベーシック）	リットル（繰上げ）	100
12	軽油（ハイスピード、B7）	リットル（繰上げ）	93
13	軽油（ハイスピード、B7）特別種	リットル（繰上げ）	93
14	軽油（ハイスピード、B7）特別種 ユーロ5	リットル（繰上げ）	93
15	軽油（ハイスピード、B10）	リットル（繰上げ）	90
16	軽油（ハイスピード、B10）特別種	リットル（繰上げ）	90
17	軽油（ハイスピード、B20）	リットル（繰上げ）	80
18	連続軽油	リットル（繰上げ）	100
19	硫黄分の高い軽油	リットル（繰上げ）	100
20	燃料油	リットル（繰上げ）	120
21	LPG	キログラム（繰上げ）	80
22	プロパン	キログラム（繰上げ）	120
23	ブタン	キログラム（繰上げ）	120
24	アスファルト	キログラム（繰上げ）	120
25	天然ガス	キログラム（繰上げ）	80
26	液化天然ガス	キログラム（繰上げ）	80
27	無煙炭	キログラム（繰上げ）	120
28	瀝青炭	キログラム（繰上げ）	120
29	コークス	キログラム（繰上げ）	120
30	褐炭	キログラム（繰上げ）	120
31	ブリケット等	キログラム（繰上げ）	120
32	その他省令で定めるもの	リットル又はキログラム （別途指定）	120

注目すべきは、上記の製品を輸入・使用する限り、エネルギー関連事業者だけでなく、非金属鉱物、化学品、金属、エネルギーに使用しない燃料や溶剤の生産、電子機器、オゾン層破壊物質の代替品の使用、電気機器、紙・パルプ、食品・飲料産業などの産業活動に従事する事業者であっても、管理対象エンティティに該当する可能性があるということであり、これらの業界に属する在タイ日系企業としては、総選挙後の同法案の動向を注視すべきといえます。

なお、タイ国外から輸入される製品について課せられる炭素税は税関当局への申告・支払いが必要になる一方で、国内産の製品については、物品税局への報告・支払いが必要となります。輸入品について輸入時に支払われた炭素税額は、完成品に対して課せられる炭素税からの控除が認められています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com